

「働き方改革」と労働法務の使命

～労働事件にとりくむ青年法曹への期待～

毎年たくさんの方にご参加いただき好評となっている「法律家を目指すゼミ」。

今回のテーマは、「働き方改革」です。

2018年6月に成立した「働き方改革」一括法が順次施行されています。「改革」といっても、労働者にとって、より良い制度となったのでしょうか？

実は、残業代ゼロ、過労死容認、格差固定化、さらに、労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・最低賃金法等の労働法の保護がおよばない「雇用によらない働き方」の拡大という極めて重大な問題が指摘されています。

法律家になった時、労働法制とどう向き合えばよいか。また、自分自身や家族・友人が労働問題に直面した時、どうすればよいか。法的知識だけでなく、現実の労働事件をも踏まえたご講演を聞きながらぜひ一緒に考えましょう。ふるってご参加ください！

◆講師 吉田美喜夫 先生〈弁護士・立命館大学名誉教授(労働法)〉

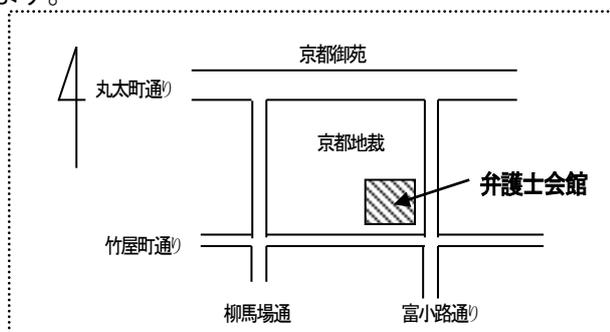
◇日時 2020年7月8日(水)午後6時30分～ (参加費無料)

*講演終了後、懇親会を予定しています。

◇場所 京都弁護士会館

◇主催 青年法律家協会

京都支部・大阪支部・兵庫支部



申込用紙

ゼミ ()出席します ・ ()欠席します

懇親会 ()出席します ・ ()欠席します

お名前

学生・受験生・修習生、京都以外の弁護士の方のみ 連絡先メールアドレス

参加申し込みは、6月30日(火)までに、弁護士津島理恵のFAX:075-231-8506(京都法律事務所)またはメール:tsushima@kyotolaw.jp までお願い致します。

※新型コロナの影響のため、延期または中止となることがあります。

延期・中止の場合は、申しいただいた方に個別に連絡させていただきます。